

## 第4章 計画の取り組み

### 基本目標1 互いに学び合い支え合う地域づくり

#### 1 地域福祉の意識向上

##### <取り組みの方向性>

- 福祉や地域コミュニティに関する情報を積極的に発信し、福祉に対する住民の関心を深め、福祉意識の醸成及び地域活動への参加につながるよう周知・啓発に努めます。
- 住民一人ひとりが、福祉や人権について正しく理解し、困っている人のSOSをしっかりとキャッチすることができるよう、また、自発的に福祉活動に参加する人を育むため、学校教育や社会教育、地域活動をはじめ、様々な機会を通じて継続的な福祉教育・学習を推進します。

##### <自分や家族ができること>

- 自ら福祉に関心を持ち、支え合い、助け合いの活動に積極的に参加します。
- 地域福祉の向上に向けた講演会や各種研修などに積極的に参加します。
- 地域の福祉活動、行事等に関心を持ち、積極的に参加します。

##### <地域でできること>

- 地域で集い、話し合いや考える場をつくります。
- 赤い羽根共同募金運動や日本赤十字社社資増強運動に協力します。

##### <関係団体、社会福祉施設・事業所等でできること>

- 関係団体や社会福祉施設・事業所の専門性を活かし、福祉体験学習等へ協力するなど福祉教育の推進に努めます。
- 赤い羽根共同募金運動や日本赤十字社社資増強運動に協力します。
- 広報活動を強化し、団体等の活動について広く住民に伝え、地域福祉の意識醸成に取り組みます。

##### <具体的な取り組み>

#### (1) 地域福祉に関する広報・啓発の推進

行政の取り組み	
① 広報紙や町ホームページ等の活用や民生委員・児童委員、障がい者団体等との連携による広報活動により、地域福祉の意識醸成や地域福祉活動への理解・参加促進に取り組みます。	保健福祉課 子ども子育て応援課
② 地域で認知症高齢者や障がい者に関する講座や講演会等を行い、住民の地域福祉への関心・理解向上に取り組みます。	保健福祉課 教育委員会
③ SNSの活用や外国語翻訳、音声読み上げ機能の活用等の広報・啓発媒体の多様化に取り組み、広報啓発機会の充実を図ります。	企画観光課 保健福祉課 子ども子育て応援課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 社協だよりやホームページ等の活用、民生委員・児童委員、関係機関、関係団体との連携による広報活動により、地域福祉の意識醸成や地域福祉活動への理解・参加促進に取り組みます。	● 広報啓発活動
② 地域福祉を推進する様々な関係団体等と相互理解を深めるため、情報交換や意見交換する機会をつくり、地域の各種団体がつながる地域福祉ネットワークづくりに取り組みます。	● 関係機関、関係団体との連絡・協調
③ 赤い羽根共同募金運動や日本赤十字社資増強運動を推進し、地域福祉の意識醸成や地域福祉活動への理解や参加促進に取り組みます。	● 龍郷町共同募金委員会 ● 日本赤十字社龍郷町分区



【赤い羽根共同募金運動（街頭募金）】



【赤い羽根共同募金運動（チャリティーGG大会）】

## (2) 学校等における福祉教育の推進

行政の取り組み	
① 若年層が高齢者や障がい者等について正しく理解し、福祉への意識を高める機会づくりのため、体験学習への参加の呼びかけなどを実施していきます。	保健福祉課 教育委員会
② 各種団体や住民が福祉に対する理解を深め、また福祉に対する関心を持つきっかけを作るため、各種研修や講座の実施や受講の勧奨を進めていきます。	保健福祉課 教育委員会
③ 子どものときから福祉に関心を持ち、困っている人を見かけたら積極的に手を差し伸べる人間に成長できるよう、町内すべての公立小・中学校において、関係各課との連携をもとに発達段階に応じた福祉教育を推進します。	教育委員会

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 地域や学校等を対象に、福祉への理解や関心を高める機会づくりのため、関係機関や関係団体、社会福祉施設・事業所等と連携して福祉体験学習や福祉講座を行います。	● ボランティアセンター (福祉体験学習、福祉講座の開催)
② 子どもたちのボランティア活動を始めるきっかけづくりや、活動の定着・継続を図るため、ボランティア活動カードを配布し、活動の実績に応じてスタンプ(ポイント)を付与してボランティア活動認定証を交付します。	● ボランティアセンター (児童・生徒のふれあいボランティア活動事業)
③ 小・中学校、特別支援学校のボランティア活動を支援し、ボランティア活動の促進や福祉教育の推進を図ります。	● ボランティアセンター (ボランティア協力校活動支援)



【福祉体験学習】



## 2 地域における交流・ふれあいの促進

### <取り組みの方向性>

- スポーツ・文化活動・子育てサークル活動等、様々な機会を通じて、誰もが気軽に参加できる地域住民の相互交流、世代間交流が促進される地域づくりを進めます。
- 身近な地域において、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人、子育て世帯などが、地域で孤立することなく安心して生活することができるよう、誰もが広く利用できるサロンや地域のイベントなど、気軽に集い交流を深めることができる地域の居場所づくりに取り組みます。

### <自分や家族ができること>

- 地域社会の一員として、積極的に地域の交流活動に参加します。
- 自分にできることから発信したり参加したりするなど、地域力の向上のために取り組みます。
- 日頃から生活課題を抱えたら、自分だけで解決しようとせず、必要に応じて助けを求めるようにします。
- 日頃から隣近所の人とあいさつを交わしたり、声をかけるなど顔の見える付き合いに努めます。

### <地域でできること>

- 交流活動や地域行事を通じ、地域住民同士の情報交換や情報共有に取り組みます。
- 近所で閉じこもりがちな人に声をかけ、一緒に交流活動に参加します。
- 隣近所の気になる人を見守ります。

### <関係団体、社会福祉施設・事業所等でできること>

- 各種研修会や講演会等を開催し、住民の福祉への意識向上に努めます。
- 交流活動や地域行事の活動内容などを積極的に地域に発信し、参加者増加に努めます。



【マンカイ食堂（秋名見守り隊）】

<具体的な取り組み>

(1) 地域住民の交流の促進

行政の取り組み	
① 各集落等において地域交流の機会を創出し、身近な場所において誰もが気軽に集い、交流を深めることができる場の拡充を図ります。	企画観光課 保健福祉課
② 地域活力創出事業の周知を図り、実施を通じた集落における交流の活性化を促進します。	企画観光課
③ 障がい者が、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、関係機関と連携し地域交流を促進します。	保健福祉課
④ 親子のふれあいや母親同士の交流の場の充実を図ります。	子ども子育て 応援課
⑤ 子ども会、老人クラブなどの各種団体への加入や活動の継続を推進します。	全課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 地域住民の健康・福祉の増進、相互交流・世代間交流、研修会等の場として、保健福祉センターの利用促進を図ります。	● 保健福祉センター運営管理
② 親子のふれあいや子育て世代の交流を深めるため、関係機関や関係団体と連携してファミサポ交流会や子育てサロンの充実を図ります。	● ファミリー・サポート・センター（ファミサポ交流会）
③ 移動が困難な障がい者・児に対し、地域において自立生活及び社会参加の促進を図るため、外出支援を行います。	● 障害者移動支援事業
④ 閉じこもりや活動が少ない高齢者等に対し、運動やレクリエーションなどの介護予防・交流活動を行います。	● 介護予防・日常生活支援サービス事業（通所型サービスA）
⑤ 地域や各種団体の交流活動・行事等において、福祉用具やレクリエーション用具等の貸出を行います。	● 福祉用具・レクリエーション用具等貸出



【どうくさ会】

## (2) 孤立を防ぐ社会参加の促進と居場所の確保

行政の取り組み	
① 地域訪問や支え合いマップづくりなどを行い、地域のニーズを把握しながら必要なサービスの創出や支え合い体制づくりにつなげます。	保健福祉課
② 障がい者などの意思疎通や移動への支援など、社会参加と自立生活の促進に必要な支援を行います。	保健福祉課
③ 認知症の人や障がい者、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。	保健福祉課
④ ひきこもりの人の交流会や居場所支援、家族の会を定期的を開催することにより、社会参加を支援するとともに、孤立の防止に努めます。	保健福祉課
⑤ 相談窓口や地域における活動の拠点としての機能を持ち、子育て家庭や高齢者等の世代や立場を超えて、誰もが身近な地域で気軽に利用できるよう、既存施設等の有効利用を検討し、拠点づくりの充実に努めます。	保健福祉課 子ども子育て 応援課
⑥ 地域の子どもを対象に、子ども食堂や学習支援教室など、団体や事業者等の様々な主体が実施する子どもの居場所づくりを支援します。	子ども子育て 応援課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 相談窓口や地域における活動の拠点として、子育て家庭や高齢者など誰もが気軽に参加できるよう、拠点づくり・居場所づくりを推進します。	● 保健福祉センター 運営管理
② 地域訪問や支え合いマップづくりなどを行い、地域のニーズを把握しながら必要なサービスの創出や支え合い体制づくりにつなげます。	● 地域くらし・ささえあい事業
③ 孤立している高齢者や障がい者・外国人等や情報弱者に対して、孤立・閉じこもりの防止を図るため、民生委員・児童委員、関係機関、関係団体との連携による広報啓発活動を行います。	
④ 移動が困難な障がい者・児に対し、地域における自立生活及び社会参加の促進を図るため、外出支援を行います。	● 障害者移動支援事業
⑤ 閉じこもりや活動が少ない高齢者等に対し、運動やレクリエーションなどの介護予防・交流活動を行います。	● 介護予防・日常生活支援サービス事業（通所型サービスA）
⑥ 子育て世帯が孤立することなく、安心して子育てができるよう、相談窓口や情報交換、交流会、講演会等を行います。	● ファミリー・サポート・センター

### 3 地域福祉を担う人材の確保、育成

- ボランティアに関する知識を深め、体験し、継続的に活動できるよう、住民に参加のきっかけを提供し、ボランティア人材の育成を行います。
- 住民主体のボランティア活動や地域活動が各地域で立ち上がり、根づくよう、中心となって活動を推進するリーダー格の育成や活動支援を行います。
- 関係機関と連携し、福祉の現場を支える専門的人材の養成・確保に努めます。

#### <自分や家族ができること>

- 地域活動やボランティア活動に関心を持ち、どのような活動が行われているのか把握するようにします。
- ボランティア養成講座などへ積極的に参加します。

#### <地域でできること>

- 世代間交流や子育て支援の仕組みづくりについて、情報提供やマッチング等を支援し、住民や団体のボランティア活動に参加します。
- 地域のリーダーの育成や活動に協力します。

#### <関係団体、社会福祉施設・事業所等でできること>

- 得意分野や専門性を活かして、地域福祉活動に関わります。
- 従業員の地域福祉活動への参加を促進します。
- 地域の福祉活動に賛同し、寄付や支援を行います。
- 地域貢献活動に取り組みます。

#### (1) ボランティア活動の推進

行政の取り組み	
① 社会福祉協議会と連携し、ボランティアを養成して、幅広い層の住民が活動に参加できるよう募集方法や参加方法の多様化を検討します。	保健福祉課
② 地域福祉推進員（世話焼きさん）の養成や活動支援を行い、サロン活動や地域での見守りなど地域福祉活動の活性化を図ります。	保健福祉課
③ 放課後児童健全育成事業をとおり、地域における子育てボランティア等の育成に取り組みます。	子ども子育て応援課
④ 各学校においてボランティア体験活動を実施します。	教育委員会

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 各種ボランティアの育成を目的とした研修・講座の開催や、ボランティア活動の支援、情報収集、広報啓発活動などを実施し、ボランティア活動を推進します。	● ボランティアセンター



② 地域の関係団体やボランティアグループ等と連携し、担い手の掘り起こしや育成を図り、ボランティア活動の活性化につなげます。	● ボランティアセンター
③ 子どもたちのボランティア活動を始めるきっかけづくりや、活動の定着・継続を図るため、ボランティア活動カードを配布し、活動の実績に応じてスタンプ（ポイント）を付与しボランティア活動認定証を交付します。	● ボランティアセンター
④ 小・中学校、特別支援学校のボランティア活動を支援し、ボランティア活動の促進や福祉教育の推進を図ります。	● ボランティアセンター

## (2) 地域福祉の担い手の育成

行政の取り組み	
① 地域福祉活動の担い手の確保・育成に向けた広報や啓発を進めます。	保健福祉課
② 福祉サービス事業所や関係機関等と連携をとり、専門職の人材育成や確保の支援に努めます。	保健福祉課 子ども子育て応援課
③ 社会福祉協議会等と連携し、地域福祉を担う人材育成を支援します。	保健福祉課
④ 障がい者の社会参画を支援するための人材を育成します。	保健福祉課
⑤ 地域で活躍できる防災の指導者・リーダー等の人材育成に努めます。	総務課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 関係機関や社会福祉施設・事業所、専門学校等と連携し、福祉・介護等の人材育成や確保の支援に努めます。	● 福祉・介護等の人材育成
② ファミリー・サポート・センターやシルバー人材センターの広報啓発を強化し、会員登録の拡充を図ります。	● ファミリー・サポート・センター ● シルバー人材センター
③ 関係機関や関係団体、ボランティアグループ等と連携し、地域福祉の担い手の確保や育成に向けた広報啓発、支援を行います。	● ボランティアセンター ● 地域くらし・ささえあい事業 ● 日本赤十字社龍郷町分区



【ファミリー・サポート・センター（サポート会員養成講習会）】



## 4 福祉をつなぐネットワークの強化

### <取り組みの方向性>

---

- 地域において活動を行う様々な組織や団体が、情報交換や協力関係を持つなど、互いに連携して取り組むことで、地域福祉の効果的な推進を行うことができるよう、地域福祉ネットワークの構築に取り組みます。
- 各種関係組織の連携に向けた情報提供や交流の促進に取り組むとともに、民生委員・児童委員や社会福祉協議会との連携強化に努めます。
- 本人・世帯の属性にかかわらず一人ひとりが抱える不安や悩みを受け止め、寄り添い、複雑化・複合化する課題や既存の制度等では対応できない狭間のニーズにも対応できるよう、関係機関及び多職種による連携強化を図りつつ、包括的で切れ目のない支援体制の構築・強化を図るとともに、地域資源を最大限活用しながら、状況に応じたきめ細かな支援につなげます。
- 町内の社会福祉法人と連携を図り、地域のニーズに応じた活動を支援します。

### <自分や家族ができること>

---

- 民生委員・児童委員の活動を理解し、協力します。
- 住民参加の研修会やイベントなどへ積極的に参加します。

### <地域でできること>

---

- 専門職や関係機関と関わる機会をつくり、情報の共有を進めます。
- 地域活動をする際に、ボランティアやNPOとの連携を図ります。

### <関係団体、社会福祉施設・事業所等でできること>

---

- 活動団体同士の交流や連携を図ります。
- 地域福祉活動に、新しい人が参加しやすいように、どのような活動を行っているか、団体の広報誌の作成やSNSをとおして情報発信します。
- 地域の課題解決に向けた社会貢献活動に取り組みます。
- 関係機関との連携や役割分担を図りつつ、「地域における公益的な取組」により、積極的に地域貢献に努めます。

<具体的な取り組み>

(1) 地域団体活動の促進

行政の取り組み	
① 地域の自主活動にポイント事業を実施するなど、地域福祉活動を推進する団体の活動を支援します。	保健福祉課
② 老人クラブや各種団体等が継続的に活動できるよう、活動事業費の助成等の支援を行います。	全課
③ 町内に生活支援コーディネーターを配置し、福祉課題等の情報共有やコーディネート機能、交流の場の構築を図ります。	保健福祉課
④ 民生委員・児童委員を対象とした研修・情報提供の充実を図るとともに、地域住民への周知・啓発、集落との連携支援など、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに努めます。	保健福祉課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 赤い羽根共同募金運動を推進し、関係団体やボランティアグループ、ボランティア協力校等への助成や地域福祉活動、ボランティア活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 龍郷町共同募金委員会</li> <li>● 共同募金配分事業</li> </ul>
② 日本赤十字社社資増強運動を推進し、龍郷町赤十字奉仕団や赤十字活動を支援します。	● 日本赤十字社龍郷町分区
③ シルバー人材センターの機能強化を図るため、関係機関や関係団体等と連携した会員の加入促進や広報啓発活動、活動を支援します。	● シルバー人材センター

(2) 地域の多様なネットワーク機能の充実

行政の取り組み	
① 高齢者、障がい者、子どもやひとり親家庭、生活困窮者等が抱える複合的な課題や、行政サービスの対象とならない「制度の狭間の課題」等に対し、地域住民、事業者、行政が連携して課題解決を図る多機関の協働による包括的な支援体制の構築・強化を図ります。	全課
② 町の地域包括ケアシステムの深化・推進を実現するため、地域の多職種が協働し、地域課題の検討等を行う地域ケア会議を開催します。	保健福祉課
③ 各種団体の連携強化を図るため、社会福祉協議会と連携し、ボランティアネットワークの充実を図ります。	保健福祉課
④ 見守り支援や相談事業の充実に向け、要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携を図ります。	子ども子育て応援課
⑤ 子育てサークル等のネットワークづくりを支援するため、児童館・児童センターや保健センター等の公共施設を活動の場として提供します。	子ども子育て応援課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 地域福祉を推進する様々な関係団体等と相互理解を深めるため、情報交換や意見交換する機会をつくり、地域の各種団体がつながる地域福祉ネットワークづくりに取り組みます。	● 関係機関、関係団体との連絡、協調
② 高齢者、障がい者、子どもやひとり親家庭、生活困窮者等が抱える複合的な課題や、行政サービスの対象とならない「制度の狭間の課題」等に対し、地域住民、事業者、行政が連携して課題解決を図る多機関の協働による包括的な支援体制の構築・強化に参画します。	● 関係機関、関係団体との連絡、協調
③ 町の地域包括ケアシステムの深化・推進を実現するため、地域の多職種が協働し、地域課題の検討等を行う地域ケア会議に参加します。	● 関係機関、関係団体との連絡、協調
④ 見守り支援や相談事業の充実に向け、要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携を図ります。	● 関係機関、関係団体との連絡、協調
⑤ 関係機関や関係団体と連携して子育て世代や子育てサークル等のネットワークづくりを支援します。	● ファミリー・サポート・センター
⑥ 社会福祉法人による公益的活動について情報発信するとともに、社会福祉法人間や関係団体、関係機関、地域等とのネットワークを強化し、地域における公益的活動の充実・強化に取り組みます。	● 社会福祉法人等連絡会



【いいき推進員全体会】



### (3) 社会福祉法人による公益的活動への支援

行政の取り組み	
① 地域の実情に応じた公益的な取り組みが社会福祉法人によって行われるよう、社会福祉関係機関と連携し、地域のニーズに関する情報提供を行います。	保健福祉課
② 社会福祉法人の法人間や地域とのネットワーク強化を推進し、地域における公益的な活動を支援します。	保健福祉課 子ども子育て応援課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 地域の課題解決や支援活動における連携を強化するため、社会福祉法人等連絡会を開催します。	● 社会福祉法人等連絡会
② 社会福祉法人による公益的活動について情報発信するとともに、社会福祉法人間や関係団体、関係機関、地域等とのネットワークを強化し、地域における公益的活動の充実・強化に取り組めます。	



【社会福祉法人等法連絡会】



【龍進未来塾生徒送迎（社会福祉法人による公益的活動）】

### 1 情報提供と相談体制の強化

#### <取り組みの方向性>

- 必要とする人に適切な情報が行き届くよう、対象に応じた情報提供手段の検討や利用者が機器・サービスを円滑に利用できるように努めるとともに、地域や関係機関に対する適切な情報提供を行います。
- 悩みや困りごとがあった際に気軽に相談することができるよう、地域における身近な相談体制を構築するとともに、専門的な相談にも対応できる体制づくりに取り組みます。
- 相談支援窓口で他分野の相談を包括的に受けた場合には、利用可能な福祉サービスの情報提供を行う等の初期相談対応のほか、単独の支援機関では解決が困難な事例については適切な他の支援機関と連携を図りながら支援を行うなどの対応により、町全体の支援機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する包括的な相談支援を行います。

#### <自分や家族ができること>

- 悩み事は一人で抱え込まず、周囲に相談します。
- 提供される情報などに関心を持ち、近隣での情報の伝達、共有に努めます。
- 民生委員・児童委員など、身近に相談できる人をつくり、困ったときには相談・連絡ができるようにします。

#### <地域でできること>

- 地域の情報を積極的に住民に提供します。
- 地域の課題について、地域全体で取り組むための体制づくりに努めます。
- 支援を必要とする人に対し、必要に応じて、適切な窓口への案内や紹介を行います。

#### <関係団体、社会福祉施設・事業所等でできること>

- 活動状況のわかりやすい情報発信に努めます。
- 地域生活課題の解決に向け、専門機関同士の連携に努めます。

<具体的な取り組み>

(1) 情報提供の充実

行政の取り組み	
① 必要な人に必要な情報が行き届くよう、多様な情報発信に努めます。	企画観光課 保健福祉課
② 高齢者や障がい者も、福祉や地域、行政に関する情報を円滑に入手することができるように配慮したホームページ運営を推進します。	企画観光課 保健福祉課
③ 地域包括支援センターにおいて、高齢者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報提供の充実を図ります。	保健福祉課
④ 障害者相談支援センターにおいて、障がい者やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供の充実を図ります。	保健福祉課
⑤ 子育て世代包括支援センターや子ども広場において、子育て世代の相談に応じ、子育てに関する情報提供の充実を図ります。	子ども子育て 応援課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 必要な人に必要な生活支援・福祉サービスの情報が行き届くよう、民生委員・児童委員、関係機関、関係団体と連携して周知・広報啓発を行うほか、広報誌やホームページ、インスタグラム等の多様な情報発信に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報啓発活動</li> <li>● 地域くらし・ささえあい事業</li> </ul>
② 地域福祉を推進する様々な関係団体等と相互理解を深めるため、情報交換や意見交換する機会をつくります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関、関係団体との連絡、協調</li> </ul>
③ 地域住民からの福祉や介護、生活困窮、子育てなど様々な福祉相談に応じ、必要な情報提供の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合福祉相談</li> <li>● ボランティアセンター</li> <li>● ファミリー・サポート・センター</li> <li>● シルバー人材センター</li> <li>● 居宅介護支援事業所</li> <li>● 居宅介護、障害サービス事業所</li> </ul>



## (2) 包括的な相談支援体制の整備

行政の取り組み	
① 町の各種相談窓口から専門機関や福祉サービスの利用へつなげられるよう、相談窓口と各機関との連携を強化するとともに、相談援助職の資質向上に取り組みます。	保健福祉課
② 制度分野を超えて課題に対応することができる相談支援体制づくりを推進します。	保健福祉課 子ども子育て 応援課
③ 高齢者の相談や支援を、地域包括支援センターの専門職が行います。また、乳幼児のいる家庭に対しては、専門職が面接・訪問により相談や支援を行います。	保健福祉課 子ども子育て 応援課
④ 基幹相談支援センターや地域生活支援拠点及び自立支援協議会の活性化に取り組むなど、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制を構築します。	保健福祉課
⑤ 子ども・家庭総合支援拠点や地域包括支援センター、基幹相談支援センターのあり方の検討などを行い、すべての世代や課題に対応できるような相談支援体制の構築を進めます。	保健福祉課 子ども子育て 応援課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 地域住民からの介護や生活困窮などさまざまな福祉相談に対し、気軽に相談できる総合福祉相談窓口・支援の体制づくりを進めます。また、専門機関や福祉サービスの利用へつなげられるよう、各機関との連携強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合福祉相談</li> <li>● ボランティアセンター</li> <li>● ファミリー・サポート・センター</li> <li>● シルバー人材センター</li> <li>● 居宅介護支援事業</li> <li>● 居宅介護、障害サービス事業</li> </ul>
② 高齢者、障がい者、子どもやひとり親家庭、生活困窮者等が抱える複合的な課題や、行政サービスの対象とならない「制度の狭間の課題」等に対し、地域住民、事業者、行政が連携して課題解決を図る多機関の協働による包括的な支援体制の構築に参画します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関、関係団体との連絡、協調</li> </ul>
③ 町の地域包括ケアシステムの深化・推進を実現するため、地域の多職種が協働し、地域課題の検討等を行う地域ケア会議に参加します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関、関係団体との連絡、協調</li> </ul>
④ 地域の課題解決や支援活動における連携を強化するため、社会福祉法人等連絡会を開催します。	
⑤ 社会福祉法人による公益的活動について情報発信するとともに、社会福祉法人間や福祉団体、関係機関、地域等とのネットワークを強化し、地域における公益的活動の充実・強化に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉法人等連絡会</li> </ul>

## 2 地域のニーズに合った福祉サービスの充実

### <取り組みの方向性>

- 法や制度に定める福祉サービスについて、それを必要とする住民に対し、適切にサービスを提供する体制づくりを進めます。
- 複合的なニーズを抱えた人の課題を包括的に解決できるよう、分野を超えた連携強化をします。

### <自分や家族ができること>

- 利用できるサービスを理解し、公的福祉サービスの中で適正に利用します。
- 町の広報紙等でサービスや相談窓口に関する情報収集に努めます。
- 様々な困難的課題を抱える方、地域から孤立し支援が必要と思われる方がいれば、町役場に伝えます。

### <地域でできること>

- 子どもや高齢者、そして障がい者（児）が自立した生活を営み、社会参加するために、地域ぐるみで支える環境をつくれます。
- 福祉サービス等を利用した方が良いと思われる人がいた場合、家族や本人に利用をすすめ、行政や社会福祉協議会、社会福祉施設・事業所につなぐ等、サービスの利用に向けたつなぎを行います。

### <関係団体、社会福祉施設・事業所等でできること>

- サービス利用希望者に対して、適切な対応するとともに、サービス提供体制の量の確保や質の向上に取り組みます。
- サービスの評価や内容の開示を行い、利用者の適切なサービス選択を促進します。

### <具体的な取り組み>

#### (1) 福祉サービスの充実

行政の取り組み	
① 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画」「子ども・子育て支援事業計画」などの分野別の福祉計画に基づき、サービス事業者などと連携することにより、基盤整備を進めます。	保健福祉課 子ども子育て 支援課
② 制度改正等へ適切に対応できるよう事業所と連携し、各種研修への参加や意見交換など従事者の専門性の向上を図ります。	保健福祉課 子ども子育て 支援課
社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 福祉サービス利用者に対し、適切な福祉サービスの提供や質の向上に取り組みます。	●福祉・介護等の人材育成

## (2) 高齢者・障がい者福祉の充実

行政の取り組み	
① 高齢者が身近な地域で安心して介護サービス等が受けられ、尊厳を持って生活できるよう、地域包括ケアに対応した介護サービスの基盤を整備します。	保健福祉課
② 障がい者の生活を地域で支える仕組みを整備するとともに、共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。	保健福祉課
③ 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。	保健福祉課 子ども子育て応援課
④ 介護保険サービスと障害福祉サービスを一体的に提供する共生型サービス等、地域の資源を有効活用しながら適切な支援が可能な仕組みづくりを進めます。	保健福祉課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 高齢者や障がい者等の社会参加や日常生活の便宜を図るため、車いすやポータブルトイレ等の福祉用具を、一時的に無償で貸し出しを行います。	● 福祉用具貸出
② 在宅で寝具の衛生管理が困難な高齢者等に対し、寝具の洗濯、乾燥及び消毒のサービスを提供することにより、衛生的な在宅生活を支援します。	● 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業
③ 単独での移動が困難、公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障がい者等を、医療機関等へ送迎を行うことにより、利用される方の自立支援と生活の向上を図ります。	● 福祉有償運送事業
④ 移動が困難な障がい者・児に対し、地域における自立生活及び社会参加の促進を図るため、外出を支援します。	● 障害者移動支援事業
⑤ 低所得世帯及び障がい者世帯、高齢者世帯等に対し、必要な資金貸付と民生委員を通じ必要な援助指導を行うことによって、その世帯の経済的自立と生活環境の整備、生活意欲の助長促進を図ります。	● 生活福祉資金貸付事業
⑥ 住み慣れた地域で安心して日常生活が送れるよう、一人ひとりのニーズに応じた良質なサービスの提供に努めます。	● 居宅介護支援事業 ● 訪問介護、居宅介護事業 ● 訪問入浴介護、身体障害者訪問入浴サービス事業 ● 地域密着型通所介護事業



### (3) 健康な地域づくりの推進

行政の取り組み	
① 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、生活習慣病等の重症化予防及び通いの場等を利用した健康教室やフレイル予防対策を通じて高齢者の健康寿命の延伸を図ります。	保健福祉課
② こころの健康づくりについて、ゲートキーパーの養成などを実施し、地域の支援力の向上を図ります。また、ストレスや心の健康に関する正しい知識の普及・啓発等を実施します。	保健福祉課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 地域住民の健康・福祉の増進、相互交流・世代間交流、研修会等の場として、保健福祉センターの利用促進を図ります。	● 保健福祉センター運営管理
② 閉じこもりや活動が少ない高齢者等に対し、運動やレクリエーションなどの介護予防・交流活動を行います。	● 介護予防・日常生活支援サービス事業（通所型サービスA）

### (4) 地域ぐるみでの子育ての支援

行政の取り組み	
① 子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健相談支援事業、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等を実施し、妊娠期から出産、育児期まで安心して暮らせるよう切れ目なく支援します。	保健福祉課 子ども子育て応援課
② ひとり親家庭に対し、的確なニーズ把握を行うとともに、就労・住まい・子育て支援など、総合的な施策の検討・実施に努めます。	子ども子育て応援課 企画観光課 建設課
③ 育児の援助を行いたい人が援助を受けたい人に有償ボランティアによる支援を行う、ファミリー・サポート・センター事業を引き続き実施します。	子ども子育て応援課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 地域ぐるみで子育て支援を推進するため、関係機関や関係団体と連携してファミリー・サポート・センターの充実・強化に努めます。	● ファミリー・サポート・センター
② 子ども食堂や学習支援教室など、団体や事業者など、様々な主体が実施する子どもの居場所づくりを支援します。	● ボランティアセンター ● 社会福祉法人等連絡会

## (5) 利用者の適切なサービス選択の確保

行政の取り組み	
① 福祉サービス事業者の選択には、第三者評価制度による評価内容を活用するよう住民へ啓発します。	保健福祉課 子ども子育て 応援課
② 福祉サービスの利用にあたっての苦情解決のため、苦情相談窓口や第三者委員などの苦情解決制度について周知します。	保健福祉課 子ども子育て 応援課
③ 福祉サービスの利用について、住民から苦情相談があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。	保健福祉課 子ども子育て 応援課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 福祉サービスの評価や内容の開示を行い、利用者の適切なサービス選択を促進します。	● 介護サービス情報の 報告及び公表
② 福祉サービスの利用にあたっての苦情解決のため、苦情相談窓口や第三者委員などの苦情解決制度について周知します。	● 苦情相談窓口及び第 三者委員の配置
③ 福祉サービスの利用について、住民から苦情相談があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。	



【ファミリー・サポート・センター（サポート会員子育て援助活動）】

### 3 支援を必要とする人への自立支援

#### <取り組みの方向性>

---

- 生活困窮者だけでなく、社会的孤立者や就労・居住に課題を抱える者への支援、保健・医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰の支援、自殺対策、ヤングケアラー等、複合的な課題を抱える人や制度の狭間にある人への支援も含め、包括的な支援を推進します。
- 日頃の見守りや、成年後見制度などの権利擁護の周知、虐待防止対策等を実施し、住民の権利を守る取り組みを推進します。

#### <自分や家族ができること>

---

- 困りごとを自分一人や家族だけで抱え込まず、周囲の人に相談したり、必要に応じて公的な相談窓口を利用します。
- 地域に気がかりな人がいたら声をかけたり、関係機関等に相談します。
- 相手を思いやる気持ちを大切にします。

#### <地域でできること>

---

- 様々な人が集える場づくりに努めます。
- 地域の見守りの中で、各制度による支援や権利擁護の取り組みにつなげた方がいいと思われる場合は、相談窓口へのつなぎを行います。

#### <関係団体、社会福祉施設・事業所等でできること>

---

- 権利擁護に関する研修等に参加し、権利擁護の普及啓発に努めます。
- 成年後見制度の利用促進に向け、中核機関（包括支援センター内設置）と協働し、制度の普及啓発や必要な人が制度利用ができるよう、地域における連携ネットワークに参加します。
- 地域の自殺対策地域ネットワークと連携して支援体制づくりを推進します。
- 地域や住民、職員等から虐待に関する相談があった場合、適切に対処できるよう周知や啓発に取り組み、関係機関へ報告します。
- DVや高齢者、障がいのある人、児童に対する虐待に対し地域での見守りの強化等に努め、関係機関に相談します。

<具体的な取り組み>

(1) 生活困窮者への自立支援の充実

行政の取り組み	
① 役場内に設置された相談窓口を中心に、相談内容に応じて各関係機関と連携を行い、生活困窮者自立支援制度を活用した支援を行います。	保健福祉課
② 相談内容の複雑化と制度の狭間にいる方の支援体制の構築に努めます。	保健福祉課 子ども子育て 応援課
③ 子どもが自身の望む将来を選択できるよう、生活困窮世帯の子どもに対して教育支援や相談支援等、子どもの貧困対策を図ります。	子ども子育て 応援課 教育委員会
④ ヤングケアラーは、本人の自覚がなく、潜在化しやすいことから、地域、学校関係、関係事業所と協力することで早期に発見し、相談できる支援体制を推進します。	保健福祉課 子ども子育て 応援課 教育委員会
⑤ ひきこもりなどの状態にある人やその家族等を対象に、自立に向けた相談を行うほか、関係機関、庁内における連携体制を強化し、制度の狭間問題について情報共有を図り、早期に支援できる体制を構築します。	全課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 生活に困窮する方が抱える多様で複合的な問題に対して、地域の関係機関や関係者と連携し、総合的な支援を行うことで、生活の改善・自立を目指し、地域で安心して生活が送れるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合福祉相談</li> <li>● 地域暮らし・ささえあい事業</li> <li>● 生活福祉資金貸付事業</li> <li>● 生活困窮者自立支援事業</li> <li>● かごしまおもいやりネットワーク事業</li> <li>● 社会福祉法人等連絡会</li> </ul>
② 低所得世帯及び障がい者世帯、高齢者世帯等に対し、必要な資金貸付と民生委員を通じ必要な援助指導を行うことによって、その世帯の経済的自立と生活環境の整備、生活意欲の助長促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活福祉資金貸付事業</li> <li>● 地域暮らし・ささえあい事業</li> </ul>
③ ひきこもりなどの状態にある人やその家族等を対象に、自立に向けた相談を行うほか、関係機関等との連携体制を強化し、制度の狭間問題について情報共有を図り、支援体制の構築に参画します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域暮らし・ささえあい事業</li> <li>● 生活困窮者自立支援事業</li> <li>● 関係機関、関係団体との連絡、協調</li> </ul>



## (2) 権利擁護の推進

行政の取り組み	
① 成年後見制度などの権利擁護支援や相談窓口の普及啓発を行い、必要の人が制度を利用できるよう支援の充実を図ります。	保健福祉課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 成年後見制度の利用促進に向け、関係機関との連携による地域連携ネットワークの構築や成年後見制度の普及啓発、成年後見制度の利用支援に努めます。また、法人後見事業の実施に向けて検討します。	● 福祉サービス利用支援事業
② 高齢者や障がい者等で判断能力に不安があるために、日常生活を営むうえで不安を抱えている方を対象に、福祉サービス利用の手続き、各種支払い等の日常的な金銭管理、書類等の預かり支援を行います。	

## (3) 自殺対策を視野に入れた支援の充実

行政の取り組み	
① 龍郷町自殺対策計画に基づき、体制として自殺対策推進本部・庁内ワーキンググループ・地域ネットワーク会議を設置し、地域におけるネットワークの強化や、支え合いリーダーを育成する講座等による人材育成、町民への啓発と周知を実践し、生きることの包括的な支援対策により、地域における身近な支援者を増やすことを目標に、自殺対策を推進します。	保健福祉課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 龍郷町自殺対策計画に基づき、関係機関、自殺対策地域ネットワークと連携して相談支援や普及啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合福祉相談</li> <li>● 地域くらし・ささえあい事業</li> <li>● 生活困窮者自立支援事業</li> </ul>

#### (4) 虐待への統一的な対応

行政の取り組み	
① 虐待やDVに関する相談窓口や女性に対する暴力をなくす運動などの啓発活動を行います。	保健福祉課 子ども子育て 応援課 企画観光課
② 虐待のケースごとに関わりのある庁内各課が連携し、一体となった対応に努めます。	全課
③ 児童虐待については、産前・産後の各事業を通して虐待防止及び早期発見に努めます。また、関係機関等と連携し、要保護児童対策地域協議会を活用し、個々のケースへ対応します。	子ども子育て 応援課
④ 高齢者や障がいのある人の権利や生活を守る権利擁護を推進するとともに、尊厳を守るため、家族や地域の関係者などと連携した虐待の早期発見・早期対応に取り組めます。	保健福祉課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 虐待防止や権利擁護を推進するため研修を行い、地域住民、職員等から虐待に関する相談があった場合、適切に対処できるよう周知や啓発に取り組み、関係機関へ報告します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉、介護等の人材育成</li> <li>● 総合福祉相談</li> <li>● 福祉サービス利用支援事業</li> <li>● ファミリー・サポート・センター</li> <li>● 居宅介護支援事業</li> <li>● 居宅介護、障害福祉サービス事業</li> </ul>
② DVや高齢者、障がいのある人、児童に対する虐待に対し、本人や家族、地域の関係者等と連携した早期発見・早期対応に努めます。	



【児童虐待防止・女性に対する暴力をなくす運動週間の啓発】

## (5) 居住支援

行政の取り組み	
① 住宅に困窮する低額所得者等に対して町営住宅等の入居に関する支援を行います。	建設課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 高齢者や障がい者、生活に困窮する方からの居住相談支援について、関係機関や居住支援法人等と連携して取り組みを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合福祉相談</li> <li>● 地域くらし・ささえあい事業</li> <li>● 福祉サービス利用支援事業</li> <li>● 生活困窮者自立支援事業</li> <li>● 生活福祉資金貸付事業</li> <li>● かごしまおもいやりネットワーク事業</li> </ul>

## (6) 犯罪をした人等の社会復帰支援

行政の取り組み	
① ホームページやパンフレットなどにより、更生に対する理解や犯罪や非行を未然に防ぐための普及啓発に努めます。	町民税務課
② 再犯防止又は罪を犯した人等に対する社会復帰支援などの取り組みについて、国や県との連携を強化します。	町民税務課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 社会復帰において生活に困窮する方や高齢者、障がい者等の福祉的支援が必要な方に対して、関係機関や関係者、社会福祉施設・事業所等と連携して相談支援、福祉サービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合福祉相談</li> <li>● 地域くらし・ささえあい事業</li> <li>● 福祉サービス利用支援事業</li> <li>● 生活困窮者自立支援事業</li> <li>● かごしまおもいやりネットワーク事業</li> <li>● 居宅介護支援事業</li> <li>● 居宅介護、障害福祉サービス事業</li> <li>● 社会福祉法人等連絡会</li> </ul>

## 基本目標3 誰もがいきいきと安全・安心に暮らせる地域づくり

### 1 健やかに暮らせる基盤づくり

#### <取り組みの方向性>

- 年齢の若いうちから健康に対する意識を高め、生涯を通じて元気に暮らすことができるよう、住民の健康づくり、健康寿命の延伸を支援します。
- 誰もが自らの知識や経験を活かし、生きがいを持てる機会を増やすために、地域住民が各種活動に気軽に参加し、親しむことができる仕組みづくりを推進します。

#### <自分や家族ができること>

- 自らの意思や意欲に基づき、生涯学習やスポーツ、就労等、生きがいを持てる場を地域で探し、実践することにより、自分らしく、よりいきいきと暮らします。
- 老人クラブに参加し、仲間づくりや世代間交流を積極的に行います。
- 特定健診・がん検診を受診して、自らの健康状態の把握に努めます。
- 生涯を通じて食事や運動などの生活習慣に配慮し、健康づくりに努めます。
- 社会参画や地域活動の支援に積極的に関わり、生涯現役を目指します。

#### <地域でできること>

- 地域で行う健康づくり・介護予防について話し合う機会をつくります。
- 地域で、住民の知識や経験等を次世代に伝える機会をつくります。

#### <関係団体、社会福祉施設・事業所等でできること>

- 各種団体の活動を活発化し、会員の健康・生きがいづくりに努めます。
- 地域での体操教室など、健康づくりや介護予防の場に参加する人が増えるよう、通いの場を広めます。

#### <具体的な取り組み>

##### (1) 健康づくり・介護予防の促進

行政の取り組み	
① 健康寿命延伸のため、運動習慣の定着、食育の推進、歯と口の健康維持等の健康課題の解決に向けた正しい知識の普及・啓発等を行います。	保健福祉課 子ども子育て 応援課
② 生活習慣の改善や定期受診などの健康管理及び医療機関等との連携により、重症化予防に取り組みます。	保健福祉課
③ 住民が身近な場所で運動ができ、世代を超えた交流ができる環境づくりに努めます。	教育委員会
④ 介護予防・日常生活支援総合事業における地域主体の取り組みを支援します。また、地域課題や地域性を考慮し、地域住民とともに取り組む介護予防を推進します。	保健福祉課



社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 閉じこもりや活動が少ない高齢者等に対し、運動やレクリエーションなどの介護予防・交流活動を行います。	● 介護予防、日常生活支援総合事業（通所型サービスA）
② 地域住民の健康づくりや介護予防の場として、保健福祉センターの利用促進を図ります。	● 保健福祉センター運営管理

## （２）生涯現役をめざした生きがいの推進

行政の取り組み	
① 様々な年齢を対象とした講座や学習の場を提供し、生きがいを支援します。	りゅうがく館
② 高齢者が知識や経験を活かして社会参加し、地域の中で役割や居場所を持って生きいきと暮らせるよう、生きがいの支援を行います。	保健福祉課
③ シルバー人材センターの活動の周知を支援し、地域人材の発掘や新規会員の加入を促進します。	保健福祉課
④ 町老人クラブ連合会・町単位老人クラブへの補助を実施し、活動の活性化を支援します。	保健福祉課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① シルバー人材センター運営を強化し、関係機関や関係団体と連携した会員登録の拡充や会員の知識と経験、技術等を活かした就労を拡充し、高齢者の社会参加や生きがいを推進します。	● シルバー人材センター
② ファミリー・サポート・センター運営を強化し、サポート会員養成の拡充やサポート会員の知識と経験等を活かした子育て支援を拡充し、会員の社会参加や生きがいを推進します。	● ファミリー・サポート・センター



【龍郷町シルバー人材センター会員活動】

## 2 地域防災力の強化

### <取り組みの方向性>

- 平時から地域で協力して避難支援体制や連絡体制を整えるとともに、防災などに関する情報を提供し、災害発生時や緊急時の支援体制の強化を図ります。

### <自分や家族ができること>

- 「自らの命は自ら守る」という意識をもち、防災訓練に積極的に参加します。
- ハザードマップで危険箇所や避難経路を事前に確認します。
- 備蓄や非常用持出袋を準備し災害に備えます。

### <地域でできること>

- 一人では避難が困難な人がいて、町の避難行動要支援者名簿に登録をされていない人については、区長や民生委員・児童委員と協力し、名簿への登録を勧めます。
- 自主防災組織活動を活発化し、災害時に支援ができるよう、日頃から地域の中でコミュニケーションを図り、避難行動要支援者を把握します。
- 防災・見守りマップづくりに取り組みます。

### <関係団体、社会福祉施設・事業所等でできること>

- 災害時だけでなく普段から円滑に支援ができるように、関係機関等と連携のもと避難行動要支援者と支援者等の把握と情報共有に努めます。

### <具体的な取り組み>

#### (1) 災害時や緊急時の情報提供の充実

行政の取り組み	
① 自助、共助によるインクルーシブ防災について、防災講話等を実施し地域住民への理解促進を図ります。	総務課
② 要配慮者及び避難行動要支援者名簿の作成を推進します。	総務課
③ 個別避難計画の作成をはじめ、避難行動要支援者に対する避難行動支援の取り組みを進めます。	総務課 保健福祉課
④ 災害発生に備え、住民への情報伝達の仕組みを確立させ、住民に的確な避難体制づくりができるように努めます。	総務課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 災害時だけでなく普段から円滑に支援ができるように、関係機関等と連携のもと避難行動要支援者と支援者等の把握と情報共有に努めます。	● 関係機関、関係団体との連絡、協調
② 関係機関（行政、鹿児島県社会福祉協議会ボランティアセンター、日本赤十字社鹿児島県支部）と災害情報、避難所等について情報提供や共有に努めます。	

## (2) 地域防災体制の確立

行政の取り組み	
① 訓練等を実施し、自主防災組織の活性化、防災リーダーの育成を図ります。	総務課
② 地区防災計画作成を推進します。	総務課
③ 要配慮者を対象とした福祉避難所の拡充を行うとともに、計画的な災害救助物資の備蓄に努めます。	総務課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 災害、防災に対する認識を高めるため、関係機関等と連携のもと、防災に対する知識の普及や防災訓練、災害時業務継続計画の整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防計画、自衛消防訓練</li> <li>● 災害時業務継続計画</li> </ul>
② 災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるよう、災害ボランティアセンターに関する協定を締結するなど平時から行政や関係団体等と連携し、災害ボランティアセンターの運営体制や役割分担の取り決めなど環境整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関、関係団体との連絡、協調</li> </ul>
③ 大規模な災害が発生したときには、行政や関係団体等と連携・協働して災害ボランティアセンターを設置し、被災者の生活再建支援に努めます。また、平時から災害に備えた人材育成や運営訓練等を実施し、災害時の支援体制づくりにも努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害ボランティアセンター</li> <li>● 日本赤十字社龍郷町分区</li> <li>● 龍郷町共同募金委員会</li> </ul>
④ 災害後、被災者の生活復旧や生活再建を支援するため、赤十字救援物資の備蓄・配付、各種相談支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本赤十字社龍郷町分区</li> <li>● 龍郷町共同募金委員会</li> <li>● 共同募金配分事業</li> <li>● 総合福祉相談</li> <li>● 生活福祉資金貸付事業</li> </ul>

### 3 普段からの見守りと防犯活動

#### <取り組みの方向性>

- 地域住民、多くの組織、団体、地域資源が関わる形での見守り体制の構築を図ります。
- 高齢者や障がいのある人、子どもなどを犯罪や事故から守るため、地域の防犯・交通安全意識を高め、地域ぐるみの防犯・交通安全活動を進めます。

#### <自分や家族ができること>

- 日頃から隣近所の人との顔の見えるつきあいを大切にしていきます。
- 地域の子どもへの声かけや見守りを行い、安心して子育てできる環境づくりに協力します。
- 「自分の身は自分で守る」という意識をもって、防犯対策を行います。

#### <地域でできること>

- 集落の集まり等で見守りが必要な人等の情報を共有できるようにし、行政や町社会福祉協議会等につなぎます。
- 世話焼きさん、老人クラブ等の活動を活発化させ、地域の安心・安全体制を作っていきます。
- お互いに見守りを行い、人の目が行き届く地域づくりをおこなうことで地域の防犯に努めます。

#### <関係団体、社会福祉施設・事業所等でできること>

- 地域の見守り活動や必要な支援につなぐ体制に協力します。

#### <具体的な取り組み>

##### (1) 見守り活動の充実

行政の取り組み	
● 集落の住民が自ら地域における課題や気になる高齢者等の抽出し地域の見守り体制の充実を図ります。	保健福祉課
● 地域福祉推進員の協力や介護福祉事業所、医療機関等と連携を図り見守り体制づくりに努めます。	保健福祉課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 関係機関等と連携して支え合いマップづくり等、集落の住民が自ら地域における課題や気になる高齢者等を抽出し、地域の見守り体制の充実を推進します。	● 地域くらし・ささえあい事業
② 地域での見守り体制づくりや支援をしている高齢者や障がい者等の状況把握や情報共有に努めます。	



## (2) 地域防犯体制の充実

行政の取り組み	
① 普段から地域での見守り体制づくりや支援を必要としている高齢者や障がい者等の状況把握に努めます。	保健福祉課
② 自主防犯パトロールの人材確保・育成に努めます。	総務課
③ 関係団体と連携して住民の防犯意識向上のための啓発を行います。	総務課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 関係機関等と連携して支え合いマップづくり等、集落の住民が自ら地域における課題や気になる高齢者等を抽出し、地域の見守り体制の充実を推進します。	● 地域くらし・さ さえあい事業
② 地域での見守り体制づくりや支援をしている高齢者や障がい者等の状況把握や情報共有に努めます。	



【支え合いマップづくり】

## 4 誰もが暮らしやすい環境整備

### <取り組みの方向性>

- 年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが積極的に社会参加できるよう、道路や公共施設など地域の環境のバリアフリー化や心のバリアフリー化、さらにユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- 高齢者や障がい者などのいわゆる交通弱者が外出に困ることのないよう、移動手段を確保し社会参加を促進していきます。

### <自分や家族ができること>

- 障がい者用駐車スペースに駐車しない、点字ブロック上に物を置かないなど全ての人が利用しやすい生活環境づくりを心がけます。

### <地域でできること>

- バリアフリーの必要な箇所について情報を収集し、行政等とともに改善を図ります。

### <関係団体、社会福祉施設・事業所等でできること>

- 商店・事業所等を含めたさまざまな人が利用する施設は、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方に基づいて施設等の整備を行います。

### <具体的な取り組み>

#### (1) 福祉のまちづくりの推進

行政の取り組み	
① 町広報紙やホームページ等を活用して、バリアフリーやユニバーサルデザインについて周知し、住民の理解促進を図ります。	企画観光課
② 自立支援協議会と連携し、身体障がい者駐車場のブルーゾーン化を推進します。	保健福祉課
③ 援助や配慮を必要としている「ヘルプマーク・ヘルプカード」の普及啓発に努めます。	保健福祉課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 広報啓発活動や福祉教育等を通じて、バリアフリーやユニバーサルデザインについて周知し、住民の理解促進を図ります。また、援助や配慮を必要としている「ヘルプマーク・ヘルプカード」の普及啓発に努めます。	● 広報啓発活動 ● ボランティアセンター

## (2) 住環境の整備

行政の取り組み	
① 公共施設や公民館などのバリアフリー化を進めます。	全課
② 誰もが安心して街中へ外出し安全に歩行できるよう、公共性の高い施設や道路環境について、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに取り組みます。	企画観光課 建設課
③ 高齢者や障がい者など移動が困難な人のニーズを把握するとともに、特性に応じたきめ細かな移動ニーズに対応できるよう、社会福祉協議会と連携し、移送サービスや福祉有償運送サービスの充実を図ります。	保健福祉課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 高齢者や障がい者など、一人での移動や公共交通機関を使用して移動することが困難な方を対象に、通院などを目的とした福祉有償運送サービスを行います。	● 福祉有償運送事業
② 移動が困難な障がい者・児に対し、地域における自立生活及び社会参加の促進を図るため、外出支援を行います。	● 障害者移動支援事業
③ 高齢者や障がい者等の社会参加や日常生活の便宜を図るため、車いすやポータブルトイレ等の福祉用具を、一時的に無償で貸し出しを行います。	● 福祉用具等貸出し



【福祉有償運送事業】